

大阪市児童福祉審議会の設置経過

1 児童福祉審議会

- ・児童福祉法に規定される児童福祉に関する事項を調査するための審議会
- ・政令市においては必置
- ・大阪市では、昭和 31 年に設置したが、昭和 62 年に大阪市社会福祉審議会と統合し、社会福祉審議会の分科会（児童福祉専門分科会）として運営してきた

2 児童福祉法の改正（児童福祉審議会の権限強化 平成 28 年 10 月施行）

- ・理念規定において、こどもの権利やこどもの意見尊重・最善の利益の考慮などが明確化
- ・児童福祉審議会がこどもや家族の意見を聴くなどの手続きを新たに規定
- ・児童福祉審議会の委員として、公正な判断ができる者を選任することを明確化
- ・こどもや関係機関から、児童福祉審議会が直接意見・苦情等を受け付ける仕組みについて国において検討中

3 大阪市児童福祉審議会の設置（社会福祉審議会からの独立）

- ・児童虐待相談件数の急増や自立困難なこどもの増加等、急速な社会状況の変化に対応するため、児童に関連する専門的な委員等による集中的な調査審議を行う必要がある。
- ・児童福祉法の改正を受け、大阪市社会福祉審議会における児童福祉専門分科会の機能強化・活性化を図るため、大阪市児童福祉審議会として独立し、調査審議を進めていく。
- ・委員については、20 名以内とし（社会福祉審議会における児童福祉専門分科会は 7 名）、施設・事業者・有識者等からの意見を幅広く伺う。

大阪市児童福祉審議会の概要

○ 目的

児童福祉法等に規定される児童福祉審議会として調査・審議すべき事項に加え、その他児童に関する重要な事項を調査審議する。

○ 設置根拠法令

児童福祉法第8条第3項及び地方自治法施行令第174条の26第3項
大阪市児童福祉審議会条例・大阪市児童福祉審議会条例施行規則

○ 委員数及び構成

20名（平成30年12月現在）

- ・ 児童福祉事業に従事する者
- ・ 学識経験のある者

○ 部会

- ・ 必要に応じて部会を置くことができる